

事務連絡
平成 27 年 2 月 23 日

地方厚生（支）局保険主管課・医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室
総務省自治税務局市町村税課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における
被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する
財政支援の延長について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※1）（以下「避難指示区域等」という。）における被保険者等の一部負担金及び国民健康保険料（税）・後期高齢者医療の保険料（以下「保険料（税）」という。）の免除措置の取扱い等については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等対象地域における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」（平成 26 年 2 月 19 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・総務課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）において、一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援を延長することとしていました。

今般、一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の期間を、下記のとおり延長することを予定していますので、内容を御了知いただくとともに、貴管下保険者及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

なお、下記の内容については、平成 27 年度政府予算案の可決・成立が前提となり、具体的な財政支援の内容については、追ってお知らせする予定であることを申し添えます。

記

1 一部負担金の免除措置に対する財政支援について

- ・帰還困難区域等（※2）及び上位所得層（※3）を除く旧緊急時避難準備区域等（※4）・旧避難指示解除準備区域等（※5）の被保険者等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者等を含む。以下同じ。）の一部負担金であって、平成28年2月29日までの間に係るもの
- ・旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者等を含む。以下同じ。）の一部負担金であって、平成27年9月30日までの間に係るもの

について行う免除措置に対し、平成27年度において、平成27年2月28日までと同様の財政支援を予定していること。

2 平成27年度相当分の保険料（税）の免除措置に対する財政支援について

- ・帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等・旧避難指示解除準備区域等の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の平成27年度相当分の保険料（税）額であって、平成28年3月31日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来するものの金額
- ・旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の平成27年度相当分の保険料（税）額であって、平成28年3月31日までに普通徴収の納期限が到来するもののうち、平成27年4月分から9月分までに相当する月割算定額

について、別途通知する減免基準に基づいて行う免除措置に対し、平成27年度において、平成27年3月31日までと同様の財政支援を予定していること。

3 平成26年度相当分の保険料（税）の免除措置に対する財政支援について

避難指示区域等の被保険者に係る保険料（税）について、「東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」（平成26年7月16日付け保国発0716第2号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）及び「平成26年度後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について」（平成26年7月11日付け保高発0711第1号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）において示した減免基準に基づいて行う平成26年度相当分の保険料（税）の免除措置については、平成27年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものを財政支援の対象とすることとしているが、平成26年度末に資格を取得したこと等により平成27年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても、その全額を平成27年度の特別調整交付（補助）金により財政支援する予定であること。

4 特定健康診査等の自己負担金の免除措置等に要した費用への財政支援の延長について

- ・帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等・旧避難指示解除準備区域等の被保険者等の特定健康診査等の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の

差額に対する助成措置

- ・旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者等に対して行った、平成 27 年 9 月 30 日までの間に係る特定健康診査等の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の差額に対する助成措置

については、平成 27 年度において、平成 27 年 3 月 31 日までと同様の財政支援（※6）を予定していること。

（※1）「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

（※2）「帰還困難区域等」とは、①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域をいう。

（※3）「上位所得層」とは、

①健康保険については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 40 条第 1 項及び船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 16 条第 1 項に規定する標準報酬月額が 53 万円以上に該当する被保険者

②国民健康保険については、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、平成 26 年（平成 27 年 7 月までの場合にあつては、平成 25 年）の国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額を合算した額が、600 万円を超える世帯

③後期高齢者医療制度については、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、平成 26 年（平成 27 年 7 月までの場合にあつては、平成 25 年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 18 条第 1 項第 2 号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600 万円を超える世帯

（※4）「旧緊急時避難準備区域等」とは、①旧緊急時避難準備区域、②平成 25 年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）の2つの区域等をいう。

（※5）「旧避難指示解除準備区域等」とは、①旧避難指示解除準備区域、②平成 26 年度に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）の2つの区域等をいう。（別紙を参照）

（※6）後期高齢者医療制度については、特別調整交付金による財政支援を予定している。